

1. 提出書類

奨学金返還免除を申請する者（以下「申請者」という。）の提出書類は、業績優秀者返還免除申請書、業績一覧表及び業績を証明する書類（学位論文の「論文審査の要旨及び最終試験の結果報告」・「学位審査報告書」、学業成績票（証明書）、ティーチング・アシスタント等の証明書、発表論文、講演プログラム、発表会のプログラム等）とする。

2. 業績評価基準表

業績評価基準表（以下「基準表」という。）は、長崎大学大学院奨学金返還免除候補者選考規則第6条の表に定める「業績の種類」及び「評価項目」ごとに評価細目を設定し、業績のレベル、内容等に応じて配点したもので、修士課程（博士前期課程を含む）・専門職学位課程用及び博士課程（博士後期課程を含む。）用の2種類とする。

基準表には、申請者の該当業績ごとの合計点及び評価点とともに、全該当業績の総合計点及び総評価点を記載する。なお、評価点は、次により記載する。

- ① 合計点が業績の配点（基準表において《 》で示した点数をいう。以下同じ。）を上回った場合は、配点と同じ点数を評価点として記載する。
- ② 合計点が業績の配点と同一の場合又は業績の配点を下回った場合は、合計点と同じ点数を評価点として記載する。

3. 業績評価の共通事項

業績は修士課程（博士前期課程を含む）・専門職学位課程及び博士課程（博士後期課程を含む。）の別に、各課程の第一種奨学金の貸与期間中に挙げられたものを評価する。

学会、発表会、競技会等の「国際的」、「全国的」、「地方・支部」等の規模やレベル及び著書、ボランティア活動等の「社会的評価」は、各研究科の関係する委員会等（以下「研究科選考委員会」という。）が決定する。学位論文、特定の課題についての研究の成果（修士論文に代わるもの）等の「特に優れた内容」、「優れた内容」等の評価も研究科選考委員会が決定する。

学会発表には発表を受理された場合を、学術雑誌等への掲載には掲載を受理された場合を含める。

研究論文等（学会発表を含む）について、指導教員等がファーストオーサーで当該申請者がセカンドオーサーの場合は、当該申請者をファーストオーサーと見なす。基準表の点数はファーストオーサーを示し、ファーストオーサー以外は点数に0.7を乗じて少数点以下第1位を四捨五入する。

4. 修士課程（博士前期課程を含む）・専門職学位課程の各業績の配点要領

(1) 学位論文その他の研究論文

学位論文その他の研究論文は、学位論文の成績の評語（AA、A、B）により点数を付ける。評語がないときは、研究科選考委員会が評価する。

教育学研究科、経済学研究科は、学内で開催する研究発表会を地方・支部レベルの学会とみなすことができる。

学術雑誌等への掲載については、レフェリー有りの研究論文の配点であり、レフェリーが無い場合は、2分の1とする。

(2) 修士論文に代わるもの

学位論文その他の研究論文と同じ配点とする。

- (3) 博士論文研究基礎力審査
学位論文その他の研究論文と同じ配点とする。
- (4) 著書、データベースその他の著作物
「社会的評価」は、研究科選考委員会が決定する。単著、分担執筆（章のファーストオーサー）、分担執筆の別により、点数を付ける。
- (5) 発明
特許権の取得、実用新案登録権の取得、意匠登録の別により、点数を付ける。
- (6) 授業科目の成績
必要単位数に占める成績評語 AA 及び A の単位数の割合により、点数を付ける。
- (7) 研究又は教育に係る補助業務の実績
申請者の補助業務量により、点数を付ける。証明する書類は、「発令通知書」又は研究科選考委員会が定めた書類とする。なお、研究科選考委員会は、指導教員への協力、同期生・下級生への教育・研究協力等を実績として加えることができる。
- (8) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
申請者の専攻分野に関連した業績について、評価する。
- (9) スポーツの競技会における成績
申請者の専攻分野に関連した業績について、評価する。
- (10) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
申請者の専攻分野に関連した業績について、評価する。
- (11) 総合評価
(1) ～ (10) の業績について、長崎大学大学院奨学金返還免除候補者選考委員会（以下、「選考委員会」という。）は、諸資料を総合的に判断して「業績の総合評価」をする。
但し、上記の業績 (5)、(8)、(9) の点数は申請者単独の業績の場合を示し、複数の場合は、点数に 0.7 を乗じて小数点以下第 1 位を四捨五入する。

5. 博士課程（博士後期課程を含む。）の各業績の配点要領

- (1) 学位論文その他の研究論文
学位論文その他の研究論文は、学位論文の成績の評語（AA、A、B）により点数を付ける。評語がないときは、研究科選考委員会が評価する。
国際的な学会で、申請者が口頭発表者の場合は、1.5 を乗ずる。
学術雑誌等への掲載については、レフェリー有りの研究論文の配点であり、レフェリーが無い場合は、2 分の 1 とする。
国際・全国的な学会の学会誌・学術誌に掲載された英文論文で、申請者がファーストオーサー（3. 業績評価の共通事項におけるファーストオーサーではない。）の場合は 1.5 を乗ずる。
学会等の座長を務めたとき（座長が決定されている場合を含む）には、学会発表と同等の点数を付ける。
なお、日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学金貸与を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退することとなった場合は、点数を加算する。
- (2) 特定の課題についての研究は評価しない。
- (3) 博士論文研究基礎力審査は評価しない。
- (4) 著書、データベースその他の著作物
「社会的評価」は、研究科選考委員会が決定する。単著、分担執筆（章のファーストオーサー）、

分担執筆の別により、点数を付ける。

(5) 発明

特許権の取得、実用新案登録権の取得、意匠登録の別により、点数を付ける。

(6) 授業科目の成績

研究科選考委員会は授業科目の評語等により、授業科目の成績を評価する。

在学期間を、2年間又は1年間を短縮したとき、点数を付ける。

(7) 研究又は教育に係る補助業務の実績

申請者の補助業務量により、点数を付ける。証明する書類は、「発令通知書」又は研究科選考委員会が定めた書類とする。なお、研究科選考委員会は、指導教員への協力、同期生・下級生への教育・研究協力等を実績として加えることができる。

(8) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績

申請者の専攻分野に関連した業績について、評価する。

(9) スポーツの競技会における成績

申請者の専攻分野に関連した業績について、評価する。

(10) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

申請者の専攻分野に関連した業績について、社会的評価、その他（申請者の役割）を評価する。

(11) 総合評価

(1) ～ (10) の業績について、選考委員会は、諸資料を総合的に判断して業績を評価する。

但し、上記の業績 (5)、(8)、(9) の点数は申請者単独の業績の場合を示し、複数の場合は、点数に0.7を乗じて小数点以下第1位を四捨五入する。

6. 推薦理由書

推薦理由書は、申請者の指導教員が作成し、研究科選考委員会が学長に提出する。また、日本学生支援機構に提出する推薦理由書は、選考委員会が作成する。

7. 順位決定の尊重と情報公開

研究科選考委員会及び選考委員会の決定は、尊重されるものとする。選考過程の情報は、申請者に公開されるものとする。

8. 選考基準の見直し

この基準は、必要に応じて見直すものとする。

附 則

この基準は、平成17年12月27日から施行する。

この基準は、平成18年10月30日から施行する。

この基準は、平成21年 9月25日から施行する。

この基準は、平成22年11月 1日から施行する。

この基準は、平成25年 4月 1日から施行する。

この基準は、平成26年 4月21日から施行する。

この基準は、平成31年 3月 7日から施行し、改正後の長崎大学大学院奨学金返還免除候補者選考基準の規定は、平成30年度の返還免除候補者の選考から適用する。

この基準は、令和2年3月26日から施行する。